

令和元年7月29日

【公開用】令和元年度 第5回 亶理町入札監視委員会 会議録

1 開催日時 令和元年7月4日(木) 午前9時30分から12時00分まで

2 開催場所 亶理町役場仮庁舎 2階大会議室(委員協議:小会議室)

3 出席者

(1) 亶理町入札監視委員会委員

出席者 佐藤 英世 委員長(大学院教授)
奥村 誠 委員(大学院教授)
真田 昌行 委員(弁護士)
高橋雄一郎 委員(公認会計士)
太田 和子 委員(税理士)

(2) 説明員(説明のため出席者職員)

都市建設課長、都市整備班長、建築宅地班副班長
上下水道課長、施設班長
学務課長、給食センター所長

(3) 事務局

企画財政課長、財務班長、財務班主幹、財務班主事

4 開催内容

(1) 開会の挨拶(亶理町入札監視委員会委員長)

(2) 入札及び契約手続きの運用状況等報告(企画財政課長)

(入札制度改革の概要・実施状況、令和元年6月末までの取組状況、辞退理由集計結果等)

(3) 事案審査(平成30年度下半期入札案件の中から抽出)

- ①平成30年度 新町北区防火水槽設置工事【都市建設課】
- ②平成30年度 亶理第5-1号汚水枝線外 舗装復旧工事【上下水道課】
- ③平成30年度 (復交)鳥の海公園多目的広場整備工事【都市建設課】
- ④平成30年度 逢隈小学校東校舎1階トイレ給水管改修工事【都市建設課】
- ⑤平成31年度 亶理町立学校給食センター調理等業務委託【学務課】

入札監視委員のみで審議案件について協議 ⇒ 今回は、意見具申無し

(4) 次回抽出担当委員の確認

(5) その他

太田委員退任報告(令和元年7月26日任期満了)

(6) 閉会(次回開催:令和2年2月頃、対象範囲:令和元年度上半期入札分)

5 主な指摘事項等

- 落札率、入札者数も良くなってきているので、全体的な評価としては高く評価する。
- (1) 発注時期の調整、設定の仕方考えること。
 - (2) 最低制限価格を下回った場合の失格に対する一定範囲の救済策の検討をすること。
 - (3) 苦情処理制度について、条例下のレベル、要綱、要領どちらが優先されるのか整理すること。

以下、議事録

事務局 はじめに、本日配付いたしました資料について説明します。配布資料一覧は、委員の皆様事前に送付しました資料及び本日配付の資料一覧です。

資料1は、次第2番の「入札及び契約手続きの運用状況等報告」で使用する資料です。

資料2の、「第5回 互理町入札監視委員会 案件抽出方針」は、次第3番の事案審査の時に使用する資料です。

資料3は、今回の審査対象、平成30年度下半期入札分の審議案件抽出用資料です。

各抽出案件の説明員として、各課の担当者が出席しております。
開会の前に、互理町入札監視委員会条例第5条第2項の定めにより、会議成立の要件である、委員の過半数が出席しているため、会議の成立を確認しました。
それでは、第5回互理町入札監視委員会を開会します。

(1. 開会のあいさつ)

事務局 開会にあたりまして、委員長よりご挨拶をいただきます。

～ 委員長よりあいさつ ～

委員会 第5回目ということになっておりますけれども、入札監視制度の適正な運営を目指して、今回も皆さんで十分な議論をしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(2. 入札及び契約手続きの運用状況等報告)

事務局 つづきまして、企画財政課長から入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行います。

～ 企画財政課長から現在の入札の運用状況等について報告 ～

事務局 それでは、入札制度改革の取組状況及び入札の執行状況報告ということで資料の準備をお願いします。

資料1に基づいて、入札制度改革の概要ということで、公共工事の発注をめぐり、談合や贈収賄など不正行為疑惑が後を絶たない状況であり、互理町においても同様の事件が発生し、入札に対する信頼性を損ねました。そのため、平成28年12月に入札制度改革に係る基本方針をとりまとめ、互理町入札制度改革実施計画書を策定し、入札の透明性・競争性・公正性を向上させることを目的として、一連の入札制度改革に取り組んできたところであります。

続いて、入札制度改革の実施状況です。平成28年度の取組としまして、チェック体制の強化、入札実施手順書の作成、職員研修会の開催、予定価格の事前公表、不落随意契約基準の制定を行いました。平成29年度の取組では、一般競争入札の拡大、建設工事等指名競争入

札参加者指名基準の制定、指名停止期間の厳格化、入札会傍聴の実施、亶理町入札監視委員会の設置、条件付一般競争入札における1者入札の場合の取り扱いの制定、電子入札システムや総合評価落札方式等の新たな入札方式の検討を行いました。平成30年度の取組では、まず、建設工事の指名競争入札において、町外業者2者以上を含めて指名するようにしました。続いて、条件付一般競争入札における地域要件等の基準設定について、統一的な基準を設定しました。また、条件付一般競争入札で、設計価格5千万円以上の建設工事案件について、15日以上の公告期間を確保するようにしました。次に、警告を行った業者に対する指名回避措置といたしまして、亶理町入札参加業者指名停止要領第9条に基づき警告又は注意喚起を行った業者について、その要因となった契約の担当課又はその他の課の判断により、以後発注する指名競争入札において一定期間、指名を回避することができるものとししました。次に、第3回入札監視委員会以降に取り組んだものとして、平成30年11月末より、入札辞退届に辞退理由を記入する欄を新たに設けました。令和元年度の取組として、令和元年6月末より入札辞退届の辞退理由「7. その他（ ）」としていたものを、「7. 他の理由（ ）」ということで、理由を書かせるように変更しました。

これまでの入札執行状況ということで、過去3年間を表にしております。平成28年度95.16%、平成29年度は86.47%、平成30年度においては81.86%と、年々落札率については下がっている状況です。また、令和元年5月末までの入札執行状況ということになりますが、工事、委託、物品、全体としまして落札率は76.47%となっております。

続いて、先ほどご説明しました今年度の改革で行ったもので、入札辞退届の新様式になりますが7番目の「他の理由（ ）」ということで記載方式とさせていただいております。

事務局 ただいまの報告に関しまして、ご質問はございませんか。

委員会 入札参加業者指名停止要領ですが、業者の方から苦情があった場合、苦情を受理したときは速やかにその内容について審議し、文書にて回答するものとするとしているわけですが、回答するときには、契約業者指名委員会の審議に付するものとするということなので、町長は苦情があった場合には、この委員会に諮問するという形ですか。諮問して、それに対して答申があり、その答申について、町長は意見に拘束されることになるのですか。これが諮問機関だということになりますと、町長はその答申に対して法的には拘束されないということになりますけど、これが諮問機関ではなく参与機関だということになりますと、町長はこの委員会の議決に拘束されることになるんですね。ただ、この規定を見ても、この委員会が諮問機関なのか参与機関なのかがわかりづらい規定になっているので、町長と指名委員会との関係がわかりにくいのですが、その点はいかがでしょう。

事務局 契約業者指名委員会につきましては、町の職員で構成する組織になりますが、こちらの意見に町長が拘束されることはありません。

委員会 平成29年度の取組で、条件付一般競争入札における1者入札の場合の取り扱いの制定とありますが、どういう内容でしょうか。それともう1点、入札辞退ですが、なるべく辞退されない取り組みをされて、今回も理由を変えたということですけど辞退者は減ってるんでしょうか。あと、辞退をしたことによる不利益はあるんでしょうか。

事務局 条件付一般競争入札における1者入札の場合の取り扱いの制定ということで、平成29年度において、一般競争入札で公募したところ1者しかこないということが数件続きまして、1者では競争が働いていないということで、5千万円以上の案件につきましては、1者応募の場合に入札を取りやめることを入札公告によって通知し、それで運用している状況でございます。

辞退の件数は年々減少しておりまして、平成31年度は、今のところ少なくなっている状況でございます。あと、辞退することによって、業者に対して不利益になるということはありません。

委員会 指名停止要領の苦情があった場合の取り扱いについて、一般的に入札制度に関して苦情の処理制度があり、苦情処理というものが第三者機関によって行われるというのであれば、透明性とか公平性の確保の観点からすると、救済としては充実していると思いますが、この指名停止要領で内部的な規範で苦情処理の規定を設けても第三者機関がやっているわけではないので、苦情に対する客観的な評価が出来るのかなという疑問をもっています。自治体によっては、入札制度全体に関する苦情処理制度を設けていて、苦情があった際に第三者機関が関与して、それに対して回答するというところをとっているところもあります。そこは入札監視委員が多く、部会がふたつに分かれていて、ひとつの部会は苦情処理を専門に扱うようにしており、第三者機関からのチェックが入るシステムをとっています。入札制度全体に対して苦情処理があり、それに対して回答する形になっていること自体は評価するのですが、もう一步先を考えると、入札制度全体に対する苦情を広く受け付けて、第三者機関がそれに関与できるシステムにすると、もっと透明性や回答に対する信頼性が出てくると思います。ただ、やろうとすると大変な作業になるので、そういう視点で見る必要性があるという意見があったことを踏まえて、内部的に検討いただければ。

事務局 事件が起こった平成29年度に、亘理町入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続きに関する要綱を作っておりまして、再苦情申し立てというところで、苦情の申し立てに対する回答に不服があり、再苦情の申し立てがあった際には入札監視委員会に審議を依頼する形になっております。

委員会 そうすると、先ほど言ったような仕組みは取られていることにはなりますが、「入札参加業者指名停止要領」と「入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続に関する要綱」の調整はどうか。法的に見ますと、親規定はあるけど具体的な内容を書いていないので、苦情の種類によっては要綱の方で処理する。亘理町入札監視委員会にくるものと、内部的な契約業者指名委員会にかかる場合がある。そうすると、要綱、要領、性格的にはどちらも内部的な定めだと理解していいと思いますので、その振り分けですね。条例との関係上できないのではないかと思います。

事務局 確かに、指名停止関係の要領があり、要綱を追加したので、そういう意味では整理がまだできていないこともあろうかと思います。

事務局 他に質問等ございませんか。
それでは、次第3番の事案審査、4番の次回抽出者の確認につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思います。

(3. 事案審査)

委員会 それでは事案審議に入らせていただきます。
今回の審議案件の抽出は抽出担当委員に行っていただきましたので、これらの案件を抽出した理由について、ご説明をお願いいたします。

委員会 5つの案件を今回抽出させていただきました。落札率が高いものと低いものを選んだもの、あと予定価格が高額であるものを基準にして選んだものであります。一般競争入札3件、指名競争入札2件になっております。

① 平成30年度 新町北区防火水槽設置工事

入札方式 : 条件付一般競争入札 (予定価格を公表している)
工事種別 : 建築一式工事
入札公告 : 平成30年11月15日
入札開札 : 平成30年11月30日
入札参加業者数 : 1社 (うち辞退業者0社)
予定価格 (税込) : 13,404,960円
契約金額 (税込) : 13,392,000円 (落札率: 99.90%)

委員会 5件のうち1件目、「新町北区防火水槽設置工事」について審議に入りたいと思います。
事務局の方から事案についての説明をお願いします。

事務局 件名が、平成30年度 新町北区防火水槽設置工事。
概要につきましては、既存防火水槽解体撤去68.7m³、耐震性貯水槽新設60t級貯水槽1基、アスファルト舗装108m²、上下式車止めポスト15本となっております。
入札参加資格につきましては、平成29・30年度亘理町建設工事入札参加資格者名簿 (登録部門: 建築一式工事) に掲載されている者で、宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店又は支店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について建設業の許可を受けている者であり、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、建築一式工事について総合評定値700点以上の者であることとしております。
入札参加業者数1者、予定価格13,404,960円、契約金額13,392,000円、落札率99.90%となっております。

委員会 それでは、この事案に対する審議をしたいと思います。委員の皆様、ご意見等がございましたら。

委員会 1者入札になったのは、どういう理由が考えられるのでしょうか。落札率もかなり高くなっていますが、その辺の原因というか、考えられることについて。

説明員 1者入札の理由としては、工事個所のすぐ隣に家屋が近接しており、施工性が悪かったからではないかと推測されます。

委員会 不調になった同じ件名の工事と関係は何かありますか。

説明員 工事内容は同じですが、地域要件の拡大をさせていただきました。

委員会 1回目不調になったのを、範囲を増やして入札し直して、2回目は1者表れたという感じですか。予定価格の決め方ですけど、どのような予定価格の決め方をしているのでしょうか。

説明員 予定価格につきましては、設計額イコール100%で決めております。

委員会 業者から見積りを出してもらってじゃなくてですか。

説明員 単体の防火水槽とか既製品は別でもらうんですけど、それ以外の掘削とかについては積算システムで共通の歩掛りを使っています。

委員会 歩掛りを使わないところに関して、見積りを提出してきた業者は何社あったんでしょうか。

説明員 亘理町で実績のある防火水槽の既製品を取り扱っている業者、コンクリートの2次製品メーカーが1者になっており、そのメーカーの見積りを採用しています。

委員会 落札価格が高額になったのは積算がうまくできているからですか。予定価格は公表しているんですか。

説明員 公表しています。

委員会 公表しているので、施工しにくい場所だったから人気がなかったのではないかということですか。

委員会 平成30年度下期で1件だけ防火水槽の設置工事があったんですけど、過年度もこれくらいの頻度なんですか。

説明員 平成28年度に1件、平成27年度に1件、防火水槽の貯水量の規模は小さいんですけど、何年間かやっている事業になります。

委員会 過年度の落札率とか応札者数はどうですか。

説明員 過年度の場合は、規模も小さいので指名競争入札ですが、1者入札はなかったはずですよ。

委員会 そうすると、やはり工事の場所によってですか。

説明員 公園の中とかですと、施工性もいいので仮設の計画も立てやすく、何社かきていましたが、今回は施工場所のすぐ脇が道路、反対側が民家になっており、解体する既存の防火水槽も大きいものだったので、その辺も加味して人気がなかったのかなと推測されます。

委員会 過年度に落札された業者は、今回のような大きな工事だと難しいということも有り得るんですか。

説明員 難しくはないんですが、今回に限っては、一番の理由が施工場所の問題だったのかと思われます。

委員会 当初、一般競争入札でやって集まらなかった場合、指名競争入札にするわけにはいかないものですか。

説明員 制度上は、特にそういう必要性がある場合は指名でも可能でございます。ただ、今回は1回目地域要件を少ない範囲にしまして、2回目は少し広げて、それでもだめだったらまた色々考えようという話で、指名委員会で決まりました。

委員会 やり方として、範囲を広くする方法以外に、競争性を高めるためにその他の対応できる手段・方法はどのようなものがありますか。

- 説明員 条件は変える必要はないと思っていましたので、昨年度もそういう不調があったときは、2回目までは範囲を変え、その後は再度考えるようにしていました。今回は2回目で業者が決まったので、そこで終わっています。
- 委員会 結果的には2回目で決まったということですが、結局は1者入札になっているので、競争入札という方法でやっていると、心配なのは、それを業者側が逆手にとること。今回不調だったから次は恐らく範囲を広げてくるだろうけど、施工性が悪く躊躇する業者も多いことをわかっていて入札にくる。ところが、予定価格も公表してあるし、1者入札だから高い率で落札できる。不調になった場合に、対象を広げるのは一番簡単なやり方だとは思いますが、結果的に1者入札になると競争性が確保されていないので、それに対応するとしたらどういう対応が考えられますか。
- 説明員 競争性の確保ということで、5千万円以上は2者以上にしているんですけど、5千万円未満のものについてはそこまでいっていないので、今後、その点についても価格を下げる検討が必要なのかと。
- 委員会 対象範囲は、具体的にはどの範囲からどの範囲に広げたのですか。
- 説明員 1回目は仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、丸森町で入札を実施しまして、2回目は白石市、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町を追加して入札を実施しております。
- 委員会 ちょっと遠いところ、南とか西の方に範囲を広げたということですが、規則的に県内の業者じゃないとだめなんですか。場所的には福島の新地町や相馬市が近いのですが、県内でやろうという決まった原則、共通の認識があるんですか。県を跨ぐと支障があるのですか。
- 説明員 2回目より範囲を拡大するときは、前年からいくと宮城県内、それでもこなかったら全国というやり方で考えておりますが、積算基準が違うので宮城県内に拘っています
- 委員会 範囲を拡大されたときは、範囲を拡大したところの業者が入札してきているんですか。
- 説明員 結果的に町内業者でした。あと、技術者をあまり抱えてなくて、他の現場に出している技術者がいれば、そちらの工事が完成して技術者に空きがでるという場合もありますので、そういったことも要因になったのかなと推測しています。
- 委員会 最後にひとつ、今後の問題としてお願いしたいんですけど、どの案件にも関わることなんですけど、入札の経過及び結果というのが記載されています。これには不調のことも記載して、何回目の入札で決まったかということが文書上からわかるようにしていただくと、質問もしやすかったり、わかっているからしなかったりということもあると思います。我々がチェックする上で非常に重要な項目になっているので、不調も含めて記載をお願いします。その他、ご意見ございますでしょうか。それではこの事案に対する審議を終了して、2件目の方に入りたいと思います。

入札方式 : 条件付一般競争入札 (予定価格を公表している)
工事種別 : ほ装工事
入札公告 : 平成30年11月15日
入札開札 : 平成30年11月30日
入札参加業者数 : 1社 (うち辞退業者0社)
予定価格 (税込) : 26,976,240円
契約金額 (税込) : 26,892,000円 (落札率: 99.69%)

委員会 2件目の「亙理第5-1号汚水枝線外 舗装復旧工事」についての審議に入りたいと思います。
説明をお願いします。

事務局 件名が、平成30年度 亙理第5-1号汚水枝線外 舗装復旧工事。
概要につきましては、舗装復旧工事、第1工区(補助工区)3路線、アスファルト舗装工、不陸整正工865㎡、上層路盤工17㎡、車道表層800㎡、歩道表層82㎡、区画線工一式、第2工区(単独工区)12路線、アスファルト舗装工、不陸整正工3,685㎡、車道表層3,517㎡、歩道表層168㎡、区画線工一式となっております。
入札参加資格につきましては、平成29・30年度亙理町建設工事入札参加資格者名簿(登録部門:舗装工事)に登載されている者で、宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亙理町、山元町、柴田町、大河原町に本店又は支店(営業所)を有する事業者で、建設業法による舗装工事について建設業の許可を受けている者であり、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、舗装工事について総合評定値700点以上の者であることとしております。
入札参加業者数1者、予定価格26,976,240円、契約金額26,892,000円、落札率99.69%となっております。

委員会 それでは、委員の皆様から質問・ご意見がございましたらどうぞ。

委員会 これも1者応札で、落札率も非常に高くなっています。類似名称の工事が2件あり、類似工事かと思われるのですが、それぞれ落札率も75%未満となっており、どの辺の違いが発生したのかということをお教えいただければと思います。

説明員 本工事につきましては、この工事の1年前に汚水の本管工事を実施した箇所につきまして、舗装の復旧を行う工事となっております。本工事の施工場所につきましては、亙理町内の15路線ということで亙理町内に点在しており、施工性が悪いということで入札参加者が少なかったのではないかと考えております。それから、発注時期につきましても、遅くなったことにより町内の土木業者の技術者の空きがなかったため、参加条件が悪かったということが考えられます。
類似名称の2件の工事ですけど、そちらの2件は舗装工事ではなく、下水道の本管を入れる工事となっております。施工場所も1箇所に集中している状況で、発注時期が早かったこととあわせて参加者が多くなり、落札率も低下したものと考えられます。それから、この舗装工事ですが、入札参加条件として舗装工事ということで発注しております。類似名称の2件の工事につきましては、土木一式工事ということで発注しております。その様な違いから入札参加者の数が多くなり、落札率が低下したものと考えられます。

委員会 工事の内容が舗装工事とすると、他にも2件ほど舗装工事があり、入札参加者が集まって

いますが、この種の舗装工事を町内で請け負える量が限られていて、発注時期を調整しないと入札がされない、応札してくれないことになる可能性があると思います。下水道の本管工事がされてから舗装を復旧する工事なので、本体工事との関係で時期を調整せざるを得ないということはあると思いますが、全体的に町内で舗装工事の関係がいっぱいあるのなら、一時期に固まらないように調整するのは可能ですか。

説明員 調整自体はできないことはないと思います。そういった調整というのは当然必要なことになってくると思いますので考えてみますけど、今年度に関しましては、今のところ町内業者に限らず多数の応札があるような感じです。

委員会 補助工区の場合と、単独工区の場合との大きな違いはどこにあるのでしょうか。

説明員 工事内容としての違いはなく、町の補助事業と単独事業、お金の出所の違いで便宜上分けています。

委員会 今回も、結局は1者入札ということで競争性という観点からすると不十分だと思います。色々なやり方が考えられ、対象地域を広げるのは一番やりやすい方法だと思いますけど、今回の場合は約2,700万円の事業ですので、場所的に近いところを一緒にして分けたらやりやすくなるとか考えられると思います。

説明員 平成29年度は細かく分けて出していたんですけど、1箇所の工事に対して一人の技術者が必要になりますので、不調が相次いだことがあります。少しまとめて金額を大きくしたことにより、技術者も一人で済むということでやった結果が平成30年度なんですけど、それでも1者しか参加してくれなかった時もあります。

委員会 ふたつに分けると金額的には1,350万円で、前の事案と変わらなくなり、競争性が確保される可能性もあるのではないかと思います。その兼合い、判断がすごく難しいと思います。一概に言えませんが、町のことをよく知っている皆さんの方が、合理的に判断できると思います。1件目の事案と2件目の事案は同じ日に入札が行われており、1件目の場合は不調があって入札が行われたということで対象地域を広げていますが、こちらの方は対象地域を広げずに行われています。入札に付すときに、すでに1件目で不調があり、対象地域を広げないとだめだということになっていたのなら、なぜこっちも対象地域を広げなかったのかなと疑問に思います。そういうことを常に頭において、なるべく1者入札という競争性のない入札のあり方をしないように、職員の方は注意されてやっていただければ、少しずつ変わるのではないかなと思います。こちらは不調はなかったんですね。

説明員 不調はないです。1件目の防火水槽設置工事に関しては建築一式工事ということですけど、これにつきましては舗装工事ということで、業種自体違うのでそこまでは考えておりませんでした。

委員会 舗装工事ですから多いとは思いますが、舗装工事だったので対象地域を限定しても競争性が出るだろうと予測されたということですか。

説明員 登録業者としてはかなりの数がありますので、そう考えていました。

委員会 舗装工事の業者が多いので入札参加者は多くなるだろうと予測するのは、経験でやっていけないと言えない部分もあると思います。舗装工事だから対象地域を絞っても大丈夫だと思ったけど、1者しか入札してこなかったということがひとつの経験になり、次

は舗装工事といえども、競争性を考えると同じような結果になる可能性があるので、事前に広めにとることを考えてもいいと思います。広くとって町に支障が出ることはありませんか。

説明員 特にありません。

委員会 不都合がないのであれば、発想を逆に、多いところから妥当な範囲を決める方が合理的な気がします。
その他、ございませんか。よろしいですか。

③ 平成30年度 (復交) 鳥の海公園多目的広場整備工事

入札方式 : 条件付一般競争入札 (予定価格を公表している)
工事種別 : 土木一式工事
入札公告 : 平成31年1月18日
入札開札 : 平成31年2月 8日
入札参加業者数 : 7社 (うち辞退業者1社)
予定価格 (税込) : 485,638,200円
契約金額 (税込) : 369,435,600円 (落札率: 76.07%)

委員会 3件目の「鳥の海公園多目的広場整備工事」の審議に入りたいと思います。
事務局の方から説明をお願いします。

事務局 件名が、平成30年度 (復交) 鳥の海公園多目的広場整備工事。
概要につきましては、鳥の海公園多目的広場5.61ha、基盤整備工が掘削工2,300㎡、盛土工27,000㎡、植栽工が高木植栽20本、低木植栽7,710本、張芝工42,590㎡、園路広場整備工が表層(車道)7,080㎡、下層路盤(車道)7,080㎡、表層(歩道)1,370㎡、下層路盤(歩道)1,370㎡、サービス施設整備工がシェルター設置4棟、テーブルベンチ設置12基、給水散水設備工一式、雨水汚水排水設備工一式、電気設備工一式、便所工が便所設置1基となっております。
入札参加資格につきましては、平成29・30年度亘理町建設工事入札参加資格者名簿(登録部門:土木一式工事)に登載されている者で、宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について建設業の許可を受けている者であり、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、土木一式工事について総合評価値800点以上の者であることとしております。
入札参加業者数7者で、うち入札者数6者、辞退者数1者、予定価格485,638,200円、契約金額369,435,600円、落札率76.07%となっております。

委員会 それではこの案件について、委員の皆様よりご意見・ご質問をお願いします。

委員会 特に何か問題があるようだという事で抽出したわけではなく、純粹に一番予定価格が高い案件ということで抽出しました。7者参加申込があり、1者辞退で6者が入札し、落札率が76.07%ということで、競争性があつた事案なのかなと思っております。失格が2者、4者での競争となり町内業者が落札していますが、他の3者は町内業者ですか。

- 事務局 辞退した業者以外は全て町内業者です。
- 委員会 予定価格が公表されている場合は、基本的には辞退は考えにくいのかなと思うんですけど、辞退理由はなんですか。
- 説明員 辞退理由に関しましては、他工事落札により技術者を配置できなくなったためということで、辞退届が提出されております。
- 委員会 予定価格を超えて失格ということが普通ありますけど、公表されているので失格の理由はなんですか。
- 事務局 失格の理由は、最低制限価格を下回ったということです。
- 委員会 最低制限価格は予定価格の何%とかって決めているのですか。
- 事務局 算定式がありまして、工事の種類によって若干違ってきますが、一律で決まっているわけではありません。
- 委員会 入札参加資格のところで、建設業法の総合評定値が、他のところは700点ですが、これは800点以上となっておりますがどういった理由があるのでしょうか。
- 説明員 今回の発注金額が4億8千万円と高額になっており、3億円を超えた場合は800点ということの内規で定めております。
- 委員会 落札した業者の金額と最低制限価格との差はどれくらいあるのでしょうか。
- 説明員 5千円超えたくらいです。
- 委員会 失格になった業者はどれくらいで失格になってますか。
- 説明員 500万円と100万円くらいの差で失格です。
- 委員会 比較すると大きなずれではないので、予定価格の数字自体、どうやったらこうなるといところも検討の余地があるかもしれないですね。最低制限価格というのも、これでいいのかどうかというのが疑問に思ったところなんですけど、最低制限価格を決める基準はあるのですか。
- 説明員 最低制限価格に関しましては非公表としていますが、町として内規で取り決めたものがあります。宮城県や中央公契連の計算方法を参考にして亘理町で独自に決めています。
- 委員会 価格には最高と最低があり、両方公表してその中で失格者を少なくすれば、競争性は上がるかなと思いました。最低制限価格は公表してはならないのですか。
- 説明員 最低制限価格を公表してしまうと、業者の積算意欲がなくなって最低制限価格で入札してきますので、公表しない方がいいと聞いたことがあります。
- 委員会 最低制限価格が公表されないことで、失格する業者が出てくる可能性が高くなるわけですが、入札制度の透明性とか公平性という観点から与える影響は大きいのかなと思いますし、

低入札の問題も出てくると思います。最低制限価格は金額によって決まっているのですか。

事務局 土木一式工事とか、工事の職種によって計算式が違います。

委員会 この町という意味ではなく、日本全体の問題として、そんなに基準があるわけではないので、その計算式が漏れる可能性はありますか。宮城県や中央公契連は公表していないのですか。

説明員 宮城県や中央公契連は、計算式を公表しています。

委員会 最低制限価格を公表することにより、競争性という観点からなるべく辞退をなくして参加してもらおうということと、低入札対策にはならないですか。

説明員 最低制限価格を公表すると、最低制限価格で入札してきてくじ引きになります。

委員会 最低制限価格を決めるのは、工事代金いくら以上というのは決めているのですか。

説明員 工事案件は全部つけています。

委員会 本件は金額が大きいということで、議会の議決が要件で書いてありますが、議会の議決が必要なのはいくらからというのは、法令か地方自治法施行令で規定されているのですか。

事務局 5千万円以上が議決案件になっています。

委員会 元役場の職員で、OBとしている会社だと、当然、計算式を知っているのかなと思うんですけど、そういった方がいる業者というのも何社かあるのですか。

事務局 以前はいましたが、現在は退職しています。

委員会 法令では禁止されていないのですか。

事務局 地方公務員法第34条で、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされており、同法第38条の2で、「離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をするように、又はしないように要求又は依頼することを禁止する。」とされています。

委員会 その他、いかがでしょうか。なければこの事案に対する審議を終了します。

④ 平成30年度 逢隈小学校東校舎1階トイレ給水管改修工事

入札方式 : 指名競争入札(予定価格を公表している)

工事種別 : 管工事

入札通知 : 平成30年11月15日

入札開札 : 平成30年11月30日

入札参加業者数 : 7社(うち辞退業者6社)
予定価格(税込) : 2,781,000円
契約金額(税込) : 2,759,400円(落札率:99.22%)

- 委員会 4件目の「逢隈小学校東校舎1階トイレ給水管改修工事」についての審議に入ります。事務局からご説明をお願いします。
- 事務局 件名が、平成30年度 逢隈小学校東校舎1階トイレ給水管改修工事。
概要につきましては、既存給水管撤去69.2m、給水管新設69.2m、給水管保温69.2mとなっております。
入札参加資格設定の経緯及び理由についてですが、亘理町建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、管工事の参加資格認定を受けており、同種の工事施工実績のある業者を選定しております。
指名者数7者で、うち入札者数1者、辞退者数6者、予定価格2,781,000円、契約金額2,759,400円、落札率99.22%となっております。
- 委員会 ありがとうございます。それでは。
- 委員会 指名競争入札ということで指名基準があって、その5条に指名業者数の規定があり、その関係の別表で、1千万円未満の指名競争入札の場合は5者以上指名しなければならないことになっています。本件の場合には7者指名していますが、6者が辞退して1者になっており、落札率も99.22%と非常に高くなっていますが、その辺の問題はどのように考えておられますか。
- 説明員 1者だった理由としましては、工事個所が東校舎1階トイレの床下部分で、床下の配管スペース、メンテナンススペースが1mあるかないかくらいの狭い配管スペースになっています。また、地理的な条件で地下水が湧いて床下部分に水が溜まり、狭いスペースでの手作業の工事になるため、施工性が悪いというのが辞退された理由のひとつではないかと推測されます。あと、同じ日に管工事、水道施設工事の入札が2件ほどありましたので、そちらの方が人気だったのかなと思われるます。ちなみに、町内業者はすべて辞退して町外業者が落札しており、配置技術者の不足も理由と思われるます。
- 委員会 規定により指名競争入札をする場合は5者以上指名することになっているにも関わらず、7者指名はしていますが6者辞退ということになってしまうと、競争性がない状態での入札ということになってしまうので、その辺のところも問題点だと思います。
- 委員会 6者辞退ということで、辞退理由はどんな理由が書いてあるのでしょうか。
- 説明員 この時は、辞退理由を記入する様式になる前で、どの業者も都合により入札を辞退しますということで辞退しています。
- 委員会 今後の問題として、この時は辞退理由を書く必要がなかったということですけど、それ以降については、制度上、辞退理由を書くようになったということですが、辞退理由を書かない場合、あるいは都合によりというのは理由になっていないと思うのですが、そういう場合は、総合評価とかそういうところに評価として反映されるのでしょうか。辞退理由を書かないだけで、なんらかのサンクションを与えるというのは非常に難しいとは思いますが。

- 事務局 現在のところ、何も理由を書かないという業者はいない状況です。
- 委員会 それが制度の趣旨だと思いますが、万が一の場合には、なんらかの対応が必要になってくるのかなと思います。
- 委員会 管工事は少ないですが、水道施設工事として発注されているものがあり、今回、指名している業者というのが、水道施設工事を落札している業者なんですよ。そうすると、さっきの舗装工事のところと同じ話なんですけど、結局、管工事と水道施設工事が集中すると現場の責任者を配置することができなくなり、入札に参加することができなくなるので、これも管工事、水道施設工事を一緒に見ないとだめだと思います。
- 委員会 その他、ご意見ございますか。よろしいですか。

⑤ 平成31年度 亘理町立学校給食センター調理等業務委託

入札方式 : 指名競争入札 (予定価格は公表していない)

業 種 : 役務の提供 施設管理

入札通知 : 平成31年1月10日

入札開札 : 平成31年1月25日

入札参加業者数 : 7社 (うち辞退業者4社)

予定価格 (税込) : 337, 138, 200円

契約金額 (税込) : 246, 175, 200円 (落札率: 73.02%)

- 委員会 次に最後の事案、「平成31年度 亘理町立学校給食センター調理等業務委託」です。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 件名が、平成31年度 亘理町立学校給食センター調理等業務委託。
概要につきましては、5年間の長期継続契約で、学校給食副食の調理・配送・回収業務一式、給食1日当り約2,860食、給食回数が小学校6校(年177回)中学校4校(年171回)、施設内外点検清掃等維持管理、ボイラー等の運転・管理点検となっております。入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、亘理町建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、役務の提供の参加資格認定を受けており、同業種における事業の実績のある業者を選定しております。
指名者数7者で、うち入札者数3者、辞退者数4者、予定価格337,138,200円、契約金額246,175,200円、落札率73.02%となっております。
- 委員会 委員からよろしくをお願いします。
- 委員会 業務委託の指名競争入札になると思うのですが、指名競争入札参加者指名基準によりますと、業務委託において設計額が1億円以上の場合、10者以上指名しなくてはならないとなっておりますが、7者しか指名していない理由を教えてくださいたいのと、この件に関しては予定価格を公表していないわけなんですけど、予定価格を公表する場合としない場合の基準を教えてくださいたいと思います。
- 説明員 1億円以上の業務委託の指名競争入札の場合は10者以上指名することになっていますが、入札参加資格がある業者をこの地域で10者確保できなかったため、今回は7者の指名と

なっています。

事務局 予定価格は入札制度改革を制定した時に、「予定価格の事前公表取扱い要綱」を定めておりまして、建設工事のうち一般競争入札及び指名競争入札で執行されるものということで、工事を対象としています。

委員会 入札参加資格がある業者がこの地域で10者確保できなかったからということですが、指名基準があって、これに10者以上とあるのですが、地域を広げて規定にあるように数を確保しなくてよろしいのでしょうか。

説明員 仕様書の中に、調理等で中に入る委託業者の人数を22名配置することとしており、そのうち調理員が9名以上、栄養士の資格を持っている者が1名以上、ボイラーの取り扱いの講習修了者が1名以上とうたっているのですが、新規の業者が落札し、それから人を集めるというのも大変なことになってきます。辞退された4者に辞退理由を聞いてみたところ、仕様書にある人数が確保できないのでこっちまで手が回らないという理由でした。資格を持っている者を多数抱えており、そういう人たちがパートで働くということは難しいみたいです。

委員会 要するに、規定の第5条の但し書きに、「ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、同表に定める指名業者数を減じて指名することができる」というところの3号「目的又は性質により」ということですかね。
もう1点確認なんですけど、入札結果表がありまして、予定価格が3億3千7百万円に対して、4億円で入札している業者がありますが、これは失格ではないのですか。

事務局 予定価格を公表していないので失格にはなりません。

委員会 その他、ございませんか。
これから、我々委員の方で別室に行きまして、意見具申を行うか等について協議を行うこととなりますので、委員の方は隣の小会議室へ移動してください。

～ 別室で委員のみで審議、意見具申等について協議 ～

委員会 お待たせしました。意見がまとまりましたので、ここでお話させていただきたいと思えます。
とりわけ意見の具申というような形での意見ではなく、今後、こういうことについても考えていただければという要望といたしますが、お願いが3件ほど委員の中でまとまりました。ひとつは発注時期の調整といたしますが、発注時期の設定の仕方の問題です。非常に難しいとは思いますが、半期ごと、上半期・下半期ごと、あるいは1年度ごとで、ある程度見通しのようなものをつけて、緊急のものは仕方がないと思いますが、できるだけ発注時期を考えていただけたら、競争性という観点からもいいのではないかとというのが1点です。それから、最低制限価格を下回って失格になった業者がありましたけど、委員の中のお話によりますと、最低制限価格を下回って失格になった場合、一定の救済策を講じているところがあるということです。どういうものかといいますと、なぜ下回ったのか理由書を書かせ、それを審査し、復活できるようなシステムをとっているところが国の省庁の中にはあるということです。最低制限価格とほとんど差がなく下回って失格になるというのは、ちょっと酷かなというような話がありまして、それに対する救済策がある一定の範囲内であっていいのではないかとというような話が出ました。それについて、この方法でというわけではないのですが、できれば他の自治体なり県、国の機関の現状を調べてみて、町にあ

った救済策が取れないかということを考えていただけたらありがたいという話です。それから、苦情処理制度があることはすごくいいことだと思っています。ただ、条例上根拠があるのだけど、その下のレベル、要綱とか要領のレベルでどちらが上位といいますか、どちらの規定が優先されるのかということについてはあまり意識されないまま、従来からあったものに新たに作ったので、その調整が恐らくできなかったのかなと考えております。こういうことも、気付いたら我々は指摘していきたいと思っておりますので、今後、少しでも正当性のある法令の整備ということにも意を傾けていただきたいということです。

この3点について、お願いできればと考えております。

それから、全体的な評価としては、まだ数年しか経っておりませんが、例えば、落札率の問題でもそうですし、入札者数の数も統計でみると以前よりもデータでは明らかによくなってきていると思います。これは、皆様のこれまでのご努力の成果だと思っております。その点に対しては、我々は非常に高く評価しております。今後とも、大変なのは重々承知しておりますけど、是非とも、言い過ぎかもしれないですけど、日本一の入札制度、監視制度ができればいいなと思っています。それに少しでも手をお貸しすることができれば、我々にとっても非常に嬉しいことだと思っております。

今日は長時間に渡ってどうもありがとうございました。

(4. 次回抽出者の確認)

委員会 次回の抽出委員ですけど、順番によりますと高橋委員でよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

(5. その他)

事務局 次第の4番まで終わりましたので、5番のその他ということで、ここでご報告させていただきます。7月26日をもちまして、亘理町入札監視委員会の委員任期が満了となりますが、太田委員が今回退任されることをご報告させていただきます。

(6. 閉 会)

事務局 次回の第6回入札監視委員会ですが、2月頃の開催を予定しております。メール等で日程等調整をさせていただいて開催日を決定させていただきたいと思っております。次回の開催場所につきましては、現在建設しております新庁舎での開催となります。以上で、第5回亘理町入札監視委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以上